

# 令和元年度「愛知県観光協会ナイト観光促進事業支援金」

## 募集要領

### 〈趣旨〉

- 愛知県観光協会では、愛知県内における一層の観光消費の喚起や、観光滞在日数の長期化を目指し「愛知ナイト観光」として、愛知の夜を楽しむ観光コンテンツの増加を図っていくこととしています。
- このため、主に愛知県外からの観光客が、愛知県の夜の魅力を体験することができる新規事業を対象として、立ち上げから軌道に乗るまでの取り組みを支援することで、愛知県ならではのナイト観光コンテンツとして定着させ、自立した事業運営を行っていただくことを目的として、愛知県内でナイト観光事業を実施する事業者（以下、「ナイト観光実施事業者」という。）に対して支援金を交付するとともに、継続的な事業運営を支援いたします。
- 令和元年度の支援金の交付を希望される事業者は、本募集要領に基づきご応募ください。

### 1. 応募資格

応募資格は、愛知県内で交付要領第3条に掲げるナイト観光事業を実施するものであって、会社法に基づく株式会社等、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人等の法人格を有するもの及び愛知県内の市町村とします。

また、法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たす団体も該当するものとします。

- ・定款、寄付行為に準ずる規約を有していること
- ・団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること
- ・活動の本拠地としての事務所を有すること
- ・活動の実績等かから見て、要望に係る活動を確実に実施することができることと認められること

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

- 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

## 2. 支援対象事業（交付要領第3条）

支援対象となる事業は、ナイト観光実施事業者が自主的に実施するもののうち、次の（1）から（8）までの要件を全て満たす事業とします。

- （1） 主に愛知県外からの観光客を対象とし、愛知の夜の魅力を体験することができる事業であって、次の①から③のいずれかに該当するもの
  - ① 夜景観光事業（例：夜景観光ツアー、ナイトクルーズ、景勝地のライトアップ、イルミネーション、プロジェクションマッピング等）
  - ② ナイトショー事業（例：音楽、演劇、古典芸能、大道芸、マジックショー等）
  - ③ ナイトカルチャー事業（例：伝統工芸や地場の産業技術を用いて愛知や日本の文化を体験・発信する事業、アニメ・漫画等のポップカルチャーイベント等）
- （2） 令和元年度の支援金交付決定以後に実施される新規事業であること  
なお、「新規事業」には、これまで愛知県外でのみ行っていた事業を、新たに愛知県内で実施するものを含む。
- （3） 愛知県内で行われる事業であること
- （4） 広く一般に開かれた事業であること
- （5） 宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと
- （6） 事業の開始時間が17時以降かつ事業終了時間が20時以降のもの
- （7） 年間の実施設定回数が7回または7日間以上、またイベントならば目標集客数が100名以上のもの
- （8） 早期に収支の黒字化を目指し、愛知県内で継続的に営むことを目的とするもの

## 3. 支援対象事業の実施期間

交付決定日から令和2年1月5日（日）までに実施する事業が対象です。

## 4. 支援金額について（交付要領第4条）

1事業につき「対象経費」の2分の1以内とします。

また、採択事業者への支援金額は1事業につき、100万円を上限とし、全事業への支援金額の総額は400万円を上限とします。

- ※ 算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- ※ 支援金額は、採択される事業の件数により、希望額に満たない場合があります。
- ※ 支援金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、交付決定額どおりとは限りません。

## 5. 支援対象経費について

支援事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、支援金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、支援事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

支援対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

## 【経費区分表】

### 1 夜景観光事業

番号	区分	細区分
①	会場、設備、観光バス等の使用に関する経費	会場・付帯設備使用料（借上げ料）、観光バス・観光船、ヘリコプター借上げ料、照明費、音響費、機器リース料
②	事業運営に必要となる人件費	運営スタッフに係る人件費（アルバイト）、ガイド謝金、ガイド旅費
③	印刷に係る経費	入場券、チラシ、ポスター、パンフレット等印刷費
④	広告・宣伝に係る経費（支援事業を紹介する内容に限る）	新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、駅貼り、電車の中吊り広告料、案内、看板、WEB 広告、SNS プロモーションに係る費用
⑤	委託費	支援事業の遂行に必要な業務を、その執行の適宜性・効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託する際に必要となる経費

### 2 ナイトショー事業

番号	区分	細区分
①	会場、設備の使用に関する経費	会場・付帯設備使用料（借上げ料）、照明費、音響費、機器リース料
②	音楽、演出等に係る経費	指揮料、演奏料、舞踊家・俳優等出演料、作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料、演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、舞台監督料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術料、舞台衣装デザイン料、メイク費
③	舞台上で使用する物品の借上げ料及び運搬費	大道具、小道具、衣装、床山・かつら、履物の借上げ費用及びその運搬に係る費用
④	事業運営に必要となる人件費	運営スタッフに係る人件費（アルバイト）、舞台スタッフに係る人件費、警備費
⑤	印刷に係る経費	入場券、チラシ、ポスター、パンフレット、プログラム、台本、図録等印刷費
⑥	広告・宣伝に係る経費（支援事業を紹介する内容に限る）	新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、駅貼り、電車の中吊り広告料、案内、看板、WEB 広告、SNS プロモーションに係る費用
⑦	委託費	支援事業の遂行に必要な業務を、その執行の適宜性・効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託する際に必要となる経費

### 3 ナイトカルチャー事業

番号	区分	細区分
①	会場、設備の使用に関する経費	会場・付帯設備使用料（借上げ料）、照明費、音響費、機器リース料
②	演出に係る経費	演奏料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、演出料、演出助手料、監修料、著作権使用料、俳優等出演料、メイク費
③	演出等に利用する物品の借上げ料及び運搬費	大道具、小道具、衣装、かつら、履物の借上げ費用及びその運搬に係る費用
④	事業運営に必要となる人件費	運営スタッフに係る人件費（アルバイト）、講師謝金、講師旅費、警備費
⑤	印刷に係る経費	入場券、チラシ、ポスター、パンフレット、プログラム、図録等印刷費
⑥	広告・宣伝に係る経費 （支援事業を紹介する内容に限る）	新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、駅貼り、電車の中吊り広告料、案内、看板、WEB 広告、SNS プロモーションに係る費用
⑦	委託費	支援事業の遂行に必要な業務を、その執行の適宜性・効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託する際に必要となる経費

#### 備考

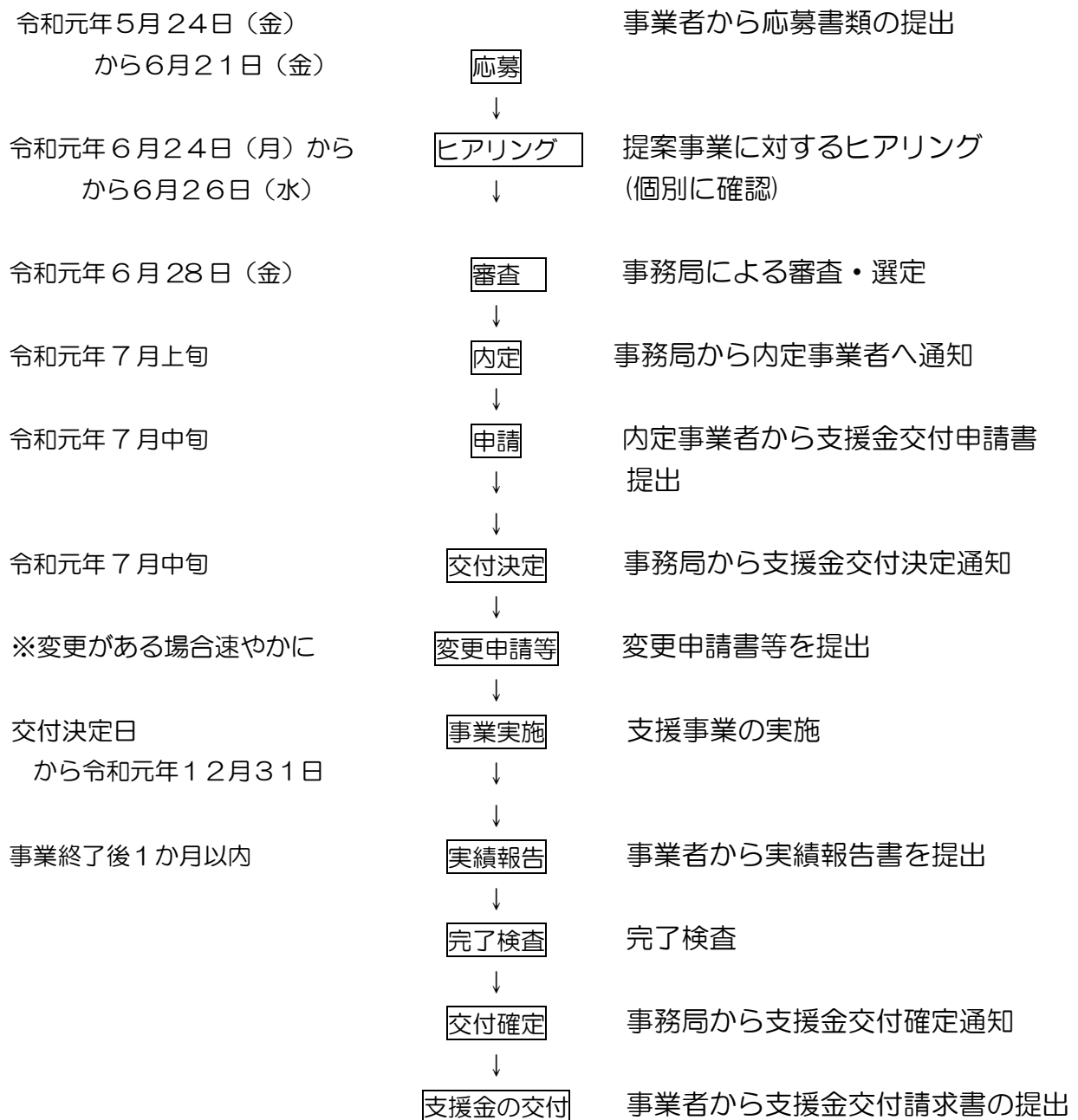
- 運営スタッフ費は、支援事業の従事に対して支払われる経費のみを対象とします。
- 各経費は、支出先、支出内容等により事務局が適正と認めない場合、交付額が減額されることがあります。

#### 支援対象外となる経費

- ① 施設設備整備費
- ② 団体の財産になり得るものの購入や制作費（備品購入等の購入費等）
- ③ 団体運営のための経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）
- ④ 練習経費等（イベント等の日常の練習に係る経費）
- ⑤ 飲食費
- ⑥ 催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）、傷害保険等
- ⑦ 間接経費（消費税、地方消費税等）

## 6. 支援金の申請から交付までの流れ

支援金に関する事務手続きの流れは次のとおりです。内定した事業者には、改めて詳細をお知らせします。



## 7. 応募方法

### (1) 提出書類

次の書類に必要事項をご記入の上、正本1部・副本4部ご提出下さい。

- ① 愛知県観光協会ナイト観光促進事業計画書（交付要領様式第1号）  
1枚目（事業計画書）  
2枚目（収支予算書）
- ② 別添1「事業の自立化に向けた取組み」
- ③ 令和元年度愛知県観光協会ナイト観光促進事業チェックシート

- ⑤ 法人の定款又は寄附行為等
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ その他、応募事業について参考となる資料（企画書等）

なお、企画書等の資料は、事業内容等が分かるようできる限り具体的に記載してください。また、提出段階で確定していない事項については、「(予定)」と付記してください。

- ※ 募集要領、交付要綱。申請様式は、以下のホームページの News に掲載します。  
<http://www.aichi-now.jp/biz/>
- ※ ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

## (2) 提出期限

令和元年6月21日（金）17時必着

## (3) 提出方法

書類は、封筒に「ナイト観光促進事業計画書在中」と朱書きの上、「簡易書留」で郵送にて提出して下さい。または事務局までご持参下さい。

〈提出先〉

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号  
愛知県産業労働センター1階  
一般社団法人 愛知県観光協会  
ナイト観光促進事業事務局  
TEL：052-581-5788 FAX：052-485-4919

## 8. 事業選定方法について

(1) 事業の選定は、事務局が行います。

### (2) 選定基準

実現性、継続性、新規性、話題性、事業実施の効果等を総合的に審査し、選定します。

### (3) 選定のポイント

- ・事業の実施体制、計画及び内容が具体的で、予算が精査されており、事業の実現性があること
- ・早期の収支黒字化が見込めるなど、事業の継続性を見込める内容であること
- ・今までにない新たな取組みであること
- ・県内における需要が十分にあり、大きな実施効果が見込めるもの

(4) 採択する事業件数は、4件程度を予定しています。

(5) 選定結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等をホームページ等で公表します。

## 9. 事業の実施及び事務手続きにあたっての留意点

- (1) 事業の実施にあたっては、「愛知県観光協会ナイト観光促進事業支援金交付要綱」、「令和元年愛知県観光協会ナイト観光促進事業支援金募集要領」等の規定を遵守してください。  
※ 著作権等については、法令等の規定にしたがって手続き等を行ってください。
- (2) 支援事業の実施状況の確認や評価のため、進捗状況の報告を求めることや、事務局員による視察を行うことがあります。
- (3) 愛知県観光協会ナイト観光促進事業の広報活動のため、事業の実施状況について、写真や報告等を求めることがあります。
- (4) 事業の実施報告にあたっては、来場者数及びその内訳等についてご報告いただく必要がありますので、数値の把握をしてください。
- (5) 事業効果等を把握するため、アンケートの実施にご協力いただきます。
- (6) 事業実施にあたって、事故等が生じた場合には、事務局に報告してください。また、事業計画書に記載の連絡先に変更が生じた場合も報告してください。
- (7) 支援事業終了後、速やかに実績報告書及び契約書、見積書、請求書及び領収書等の写しを提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった際には、交付した支援金の全額又はその一部を返還していただく場合があります。
- (8) 支援金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度終了後、10年間保存しなければなりません。
- (9) 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり10万円以上）を支援金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

以上